附則第九条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「から第四号まで」を「及び第三号」に、「八千百億円」を「二千七百億円」に、「同項第八号」を「同項第七号」に改め、「、平成二十七年度にあっては同条の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「平成三十八年度までの各年度にあっては同条」を「平成三十八年度までの各年度にあっては第二十四条」に、「第三号」を「第二号」に、「平成四十一年度まで」を「平成四十二年度まで」に、「加算した額から第四号」を「加算した額から第三号」に改め、「とし、平成四十二年度にあっては同条の規定により算定した額から第四号に掲げる額を減額した額」を削り、同条第一号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十八年度	三千四百三十六億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年度	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年度	五億円

附則第九条第二号を削り、同条第三号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に改め、同号を同条第三号とする。

附則第十条に次の一項を加える。

3　平成二十七年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条に次の一項を加える。

3　第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の三　第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二中「平成二十七年度」を「平成三十二年度」に改める。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の三第一項」を「附則第六条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　平成二十七年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用する。

（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正）

第五条　経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四　外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3　外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4　加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三